

商品概要のご説明

— 契約概要 —

■「商品概要のご説明」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申込みください。

■この書面に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。保障内容に関する詳細、ならびに主な保険用語の説明等については、後日お送りする「ご契約のしおり／約款」に記載しています。あわせてご確認ください。

●商品の仕組みについて

「終身保険ライズ」の正式名称は「無配当 終身保険（低解約払戻金型）」です。

一生涯にわたり万一の場合の保障が確保できます。

■ご契約例 保険金額：500万円の場合



▲(ご契約) 保険料払込期間：短期払* (＝低解約払戻期間) ▲(払込満了)

*払込みを一生涯続ける「終身払」も選択できます。

※契約いただく保険金額・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法（払込回数／月払・半年払・年払、払込経路／口座振替扱・クレジットカード払扱）については、申込書記載のとおりとなりますのでご確認ください。

●保障内容について

保険金名称	支払事由の概要	支払額
死亡保険金	死亡したとき	保険金額
高度障害保険金	病気またはケガにより約款所定の高度障害状態に該当したとき	

※ご契約の内容などによっては、払込保険料累計額が保険金額を上回る場合があります。

※支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、保障は消滅します。

※高度障害状態については「ご契約のしおり抜粋」の「別表3」をご確認ください。

※詳しくは後日お送りする「ご契約のしおり（しくみ／保険金等の支払い）（契約後／保険金等を支払いできない場合）」をご確認ください。

●保険期間・保険料払込期間および低解約払戻期間について

保険期間は終身です。保険料払込期間は短期払（10年・15年・20年・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳払済）または終身払から選択できます。

低解約払戻期間：保険料払込期間と同一

●保険料払込免除について

不慮の事故により、その事故の日から180日以内に約款所定の身体障害の状態に該当したときは、将来の保険料の払込みが免除されます。

※対象となる身体障害の状態については「ご契約のしおり抜粋」の「別表4」をご確認ください。

※詳しくは後日お送りする「ご契約のしおり（しくみ／保険料の払込免除）（契約後／保険金等を支払いできない場合）」をご確認ください。

●特約について

この商品には次の特約があらかじめ付加されています。

特約名称	保険金名称・支払事由の概要・支払額
リビング・ニーズ特約	■リビング・ニーズ保険金： 余命6か月以内と判断されたとき 支払額…被保険者が指定した保険金額（指定保険金額）から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差引いた金額
介護前払特約*	■介護前払保険金：主契約の保険料払込期間経過後、かつ、被保険者の年齢が満65歳以上で、約款所定の要介護状態となったとき 支払額…被保険者が指定した保険金額（指定保険金額）から、会社所定の率により死亡保険金の前払となる期間相当の利息を差引いた金額

*保険料払込期間が終身払の場合は付加できません。

※主契約が消滅したときには特約も消滅します。

※リビング・ニーズ保険金の支払後は、指定保険金額の保障は消滅します。

※リビング・ニーズ保険金の支払後は、介護前払特約は消滅します。

※介護前払保険金の支払後は、指定保険金額の保障は消滅します。

※介護前払特約の支払額は指定保険金額よりも少なくなりますが、請求日における指定保険金額に対する解約払戻金額を下回ることはありません。

※リビング・ニーズ保険金と介護前払保険金を重ねて請求した場合、介護前払保険金はお支払いしません。

※詳しくは後日お送りする「ご契約のしおり（特約／リビング・ニーズ特約、介護前払特約）」をご確認ください。

●解約払戻金について

この商品は、低解約払戻期間中の解約払戻金を抑制するしくみで保険料を計算しています。

・低解約払戻期間中に解約した場合の主契約の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の解約払戻金の7割に抑制されています（低解約払戻期間は保険料払込期間と同一です）。

・低解約払戻期間経過後に解約した場合でも、低解約払戻期間内のすべての保険料の払込みがないときは、主契約の解約払戻金は抑制されます。

・解約払戻金の額は、契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。

●配当金・満期保険金について

この商品に配当金・満期保険金はありません。

●その他の注意事項について

・解約払戻金の9割（保険料払込済の場合には8割）を限度として契約者貸付を利用できます。

・あらかじめ申し出があった場合には、解約払戻金の範囲内で保険料の自動振替貸付を利用できます。